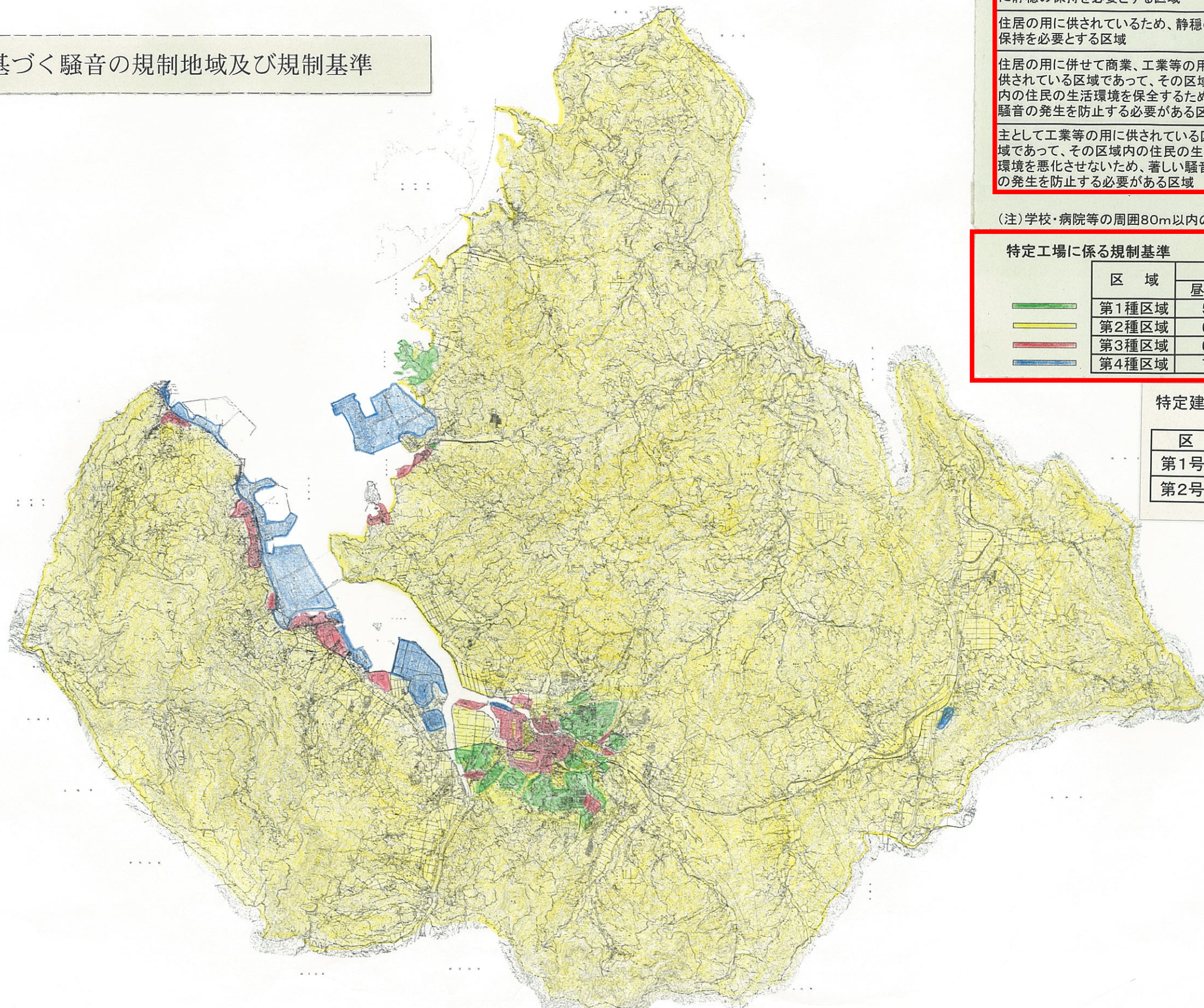


騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準



○騒音規制法に基づく区域の区分

区 域	図面上の色分け	特定工場等	特定建設作業
良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域	緑	第1種区域	第1号区域
住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域	黄	第2種区域	
住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域	赤	第3種区域	
主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域	青	第4種区域	第2号区域(注)

(注)学校・病院等の周囲80m以内の区域は、第1号区域

特定工場に係る規制基準

区 域	時間帯区分		
	昼 間	朝・夕	夜 間
第1種区域	50	45	45
第2種区域	60	50	50
第3種区域	65	65	55
第4種区域	70	70	65

(単位: dB)

特定建設作業に伴う規制基準

区 域	基 準	
	(単位: dB)	
第1号区域	85	
第2号区域	(作業場所の敷地境界線において)	